

※下記一覧は参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、運営規程に変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類(加算を取り下げる場合は不要)

2025/4/1

	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	建物の構造・専用区画等	管理者に関する変更	サービス提供責任者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間(サービス提供時)	訪問介護員	利用料	通常の実施地域	LIFEへの登録	高齢者虐待防止措置実施の有無	業務継続計画策定の有無	同一建物減算	口腔連携強化加算	休止(1カ月前の締切)	休止から再開	事業の廃止(1カ月前の締切)
変更届出書(様式第三号(一))	○注7	○	○	○	○注7	○	○	○注8	○	○注1	○	○		△	△	△	△		○	
法人の登記事項証明書の写し ※発行3ヶ月以内のもの	○																			
誓約書(標準様式5)	○注2				○注2															
事業所一覧	○	○																		
運営規程の新旧対照表(参考様式7)	△				△注3	△注3	○	○	○	○注1	○	○		△	△	△	△		△	
運営規程	△				△注3	△注3	○	○	○	○注1	○	○		△	△	△	△		○	
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)【4週間分】及び勤務シフト体制表 ※他事業所と兼務がある場合は、兼務先のものも併せて提出					○注3 注4	○注3 注4			○	○注1									○	
管理者経歴書(参考様式2)					○															
サービス提供責任者経歴書(参考様式2)						○注4														
辞令、雇用契約書又は労働条件通知書の写し等の雇用関係がわかるもの					○注4	○注4														
資格証明書(婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等の確認ができる書類を添付)						○注4				○注1										
事業所平面図(標準様式2)※専用区画変更の場合は変更前も添付				○				○												
主要な場所の写真(参考様式13)				○				○												
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係がわかるもの(不動産の登記事項証明書の写し、固定資産税納税通知書の写し等)				○注5				○												
小牧市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書													○	○注9	○注9	○注9	○			
小牧市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表													○	○注9	○注9	○注9	○			
訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10)																○注10				
口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)																	●			
再開届出書(様式第三号(二))																			○	
廃止・休止届出書(様式第三号(三))																		○注6		○
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類(任意様式)																				
・利用者の引継状況がわかる書類(任意様式)																		○注6		
・休止及び廃止における誓約書(参考様式16)																				
・職員の募集広告等																				
・利用者の引継状況がわかる書類(任意様式)																				
・休止及び廃止における誓約書(参考様式16)																				○
・指定(更新)通知書の原本																				

☆事前相談が必要です。

注1)人員変更は特例措置があります。

注2)住所、氏名(婚姻等による)及び兼務関係の変更のみの場合は、欠格事由に該当しない旨の誓約書を添付する必要はありません。

注3)兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注4)住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5)不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注6)休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出(最長6ヶ月)であり、状況によっては休止届に該当しない場合もありますので、十分検討してください。

注7)法人の代表者又は管理者を変更する場合は、「3 変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名(ふりがな記載)、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注8)市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届出を提出してください。なお、場合によって追加資料を求めることがあります。

注9)減算となる場合にのみ、届出てください。

注10)同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)に該当する場合のみ添付してください。

※届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。